

2017 年度市町村統一要求事項

1. 東海第二原発廃炉、原子力防災対策の強化を

(1) 東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転を開始してから今年 2017 年 11 月 28 日で 39 年になり、この日に運転期間延長申請の期限を迎えます。事故を起こした福島第一原発や廃止措置が決まっている原発を除けば、沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。老朽化によって随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。

圧力容器を支えるシュラウドサポートには、2009 年までに合計 41 か所ものひび割れが確認されています。東日本大震災で被災したあと、このひび割れがどれだけ進展したのか詳細が明らかにされていません。本年 5 月 16 日に日本共産党が実施したヒアリング調査に対して、「フィルタ付ベント装置が完成しなければ再稼働できない」理由として「加圧水型と違って格納容器の容積が小さいために水蒸気爆発のリスクが高い」ことを原電自身が認めています。

また、半数のケーブルは、「難燃性への交換によって安全上問題が生じる」という理由づけによって、40 年間も使い続け耐用年数が過ぎている非難燃性ケーブルに防火シートをかぶせることで済ませようとしています。

東海第二の 30 km 圏内には、原子力施設が 17 か所もあります。一つの施設で重大事故が起これば避難を余儀なくされ、連鎖的な複合原子力災害が起きる恐れがあります。

東海第二原発はすでに 6 年以上稼働しておらず、稼働しなくても電力不足にならないことは実証されています。稼働すれば、いまだに処理方法が確立しておらず数十万年単位で厳重な管理が求められる使用済み核燃料を増やすこととなります。

福島第一事故で経験しているように、ひとたび事故が起これば、県境を越え、長い年月に渡って被害をもたらすのが原発です。東海第二原発で最悪の事態が起これば、東京都民も避難を余儀なくされ首都機能が麻痺するなど福島第一原発事故の比ではない被害が予想されます。

①日本原電に対して、東海第二原発の運転期間延長申請をせず、再稼働しないまま廃炉とするように求めること。

②茨城県に対して、東海第二原発の運転期間延長申請と再稼働を認めないように求めること。

(2) 県原子力防災計画と県広域避難計画の撤回と抜本改定を

災害対策基本法等で策定が義務付けられている広域避難計画は、東海第二原発地域の 14 市町村のすべてで策定できていません。策定をとりわけ困難にしている原因は、東海第二原発地域の突出した人口の多さです。

交通権学会の上岡直見会長によれば、東海第二原発地域では、道路機能が 10% 低下すれば、住民避難にかかる時間は推計不可能としています。病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の立てようがないのが実態です。

茨城県広域避難計画は、東海第二原発で、福島第一原発事故と同程度の放射能もれがあった場合を想定していますが、その前提でさえ、実効ある避難計画が策定できないことは明らかです。

東海第二原発単独での最悪の事故については、瀬尾健氏（京都大学原子炉実験炉助手、当時）らのシミュレーション（『原発事故…その時、あなたは』風媒社など）があり、原発から30 kmの範囲で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も8日後までに避難しなければ18%がガンで死亡することが考えられるとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、避難計画の策定は当然不可能です。

実効性のない避難計画を立てることは、原発再稼働の条件を整えることとなり、かえって住民の危険を高めることになりかねません。茨城県の原子力防災にとって第一に決めなければならないことは、東海第二原発の再稼働をさせないことです。最も重要な原発再稼働の是非さえ判断しないまま市町村に避難計画を立てさせようとする事自体に無理があります。仮にそのような無理な避難計画を作ったとしても、再稼働を容認したまま避難計画を立てる行政を無責任・不誠実と感じて、避難計画を信用せず自分の判断で避難しようとする住民が多くなるのは当然のことです。

県が、「広域避難計画」を定め、市町村に具体化を要請していますが、ほとんどの市町が住民に示す事ができないという状況において、貴自治体での検討状況を明らかにされたい。

1) P A Z、U P Z内（30 km圏内）の自治体の場合

- ①県の「広域避難計画」に沿っての具体案を示す事ができない要因として何があげられるか、明らかにされたい。
- ②要配慮者の避難は困難との声が広がっていますが、どのような対策をとるのか、示されたい。

2) U P Z外の自治体の場合

- ①受け入れ計画は必要不可欠と考えるが、ここ1年間の検討状況はいかがか。ネックとなっていることがあれば、併せて明らかにされたい。
- ②U P Z外についても自らの避難計画策定の必要があると考えるが認識を示されたい。

3) P A Z・U P Z内、U P Z外どちらも

- ①東日本大震災の経験から、避難計画は複合災害を想定する必要があると考えるがいかがですか。
- ②避難する側・受け入れ側、県との3者協議はどの程度、進んでいるか。会議の開催回数と具体的な進捗状況を明らかにされたい。
- ③実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことから「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えるが、いかがですか。

(3) 甲状腺検診など健康調査の実施を

福島県民健康調査の結果、当時18歳以下だった福島県民37万人のうち甲状腺がんまたはその疑いがあると診断された人は191人まで増えています。この患者数には、県民健康調査以外で発症が確認された方は含まれていません。

2巡目以降も高い発症率が確認されていることからスクリーニング効果でないことは明らかであり、手術を受けた患者の9割がリンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当していることから、過剰診断でないことも明らかです。3桁に及ぶ若い人が健康調査による早期発見の恩恵を受けています。

子どもの甲状腺エコー検査に対して、北茨城市・高萩市・大子町・城里町・東海村が全額

助成しています。北茨城市では平成 25 年度・26 年度の検査の結果、精密検査で 3 名が甲状腺がんと診断され、高い発症率を示しています。城里町では平成 28 年度の検査の結果、要精密検査と診断された人が 2.7%と北茨城市よりも高い割合になっています。つくば市・牛久市・龍ヶ崎市・かすみがうら市・常総市でも検査費用の一部助成を実施しています。つくば市・牛久市・取手市では、民間団体による検診の取組みが進められています。検査は継続して受診する必要があると考えますが、残念ながらこれらの取組みは必ずしも継続的なとりくみになっていません。

特定被災地方公共団体(茨城県は 36 市町村)は、復興特別交付税の対象地域であり、復興集中期間は平成 28 年から平成 32 年に延長されました。その間、甲状腺検査を実施した市町村は、復興特別交付税の措置を受けられます。

県内市町村の子どもの甲状腺検査の取組みが十分広がっていないことは遺憾であり極めて重大です。

- ①甲状腺検査など放射性物質の影響に関する健康調査を自治体として継続的に行うこと。

2. 子育て世代が住みやすいまちづくりを

- (1) 児童福祉法 24 条 1 項の「市町村の保育実施義務」を強化し、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう子どもの保育に格差を持ち込まないこと。
- (2) 過疎地などで公立保育所が唯一の保育施設である場合、子どもが減少しても維持できるように特別な措置を講じること。
- (3) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、抜本的な対策を行うこと。
 - ①保育は有資格者で行うことを基本に、「保育の質」を確保すること。
 - ②保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないこと。
 - ③ 保育士の配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置し働き続けられる労働条件を確保すること。
 - ④ 公立保育所の非正規保育労働者と、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。
- (4) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。
 - ①市町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化をおこなわず、公立保育所を公立のまま運営すること。
- (5) 施設等の最低基準を改善すること。
 - ①職員配置基準、面積基準、園庭の必置など「新制度」施行以前の基準を上回る最低基準に改め、そのすべてを「従うべき基準」とすること。
 - ② 3 歳児未満の給食調理業務の外部委託は認めないこと。
- (6) 就学前の保育・教育について、保育指針の「改定」による小学校への準備教育に狭めず、教育と保育を一体的なものとして捉え、各施設における裁量を保障すること。とりわけ、認定こども園において、現行の保育水準の維持・拡充を基本に、保育の質を守ること。

また、教育の名による日の丸・君が代、教育勅語などの押し付けはしないこと。
- (7) 障害児保育事業に、十分な財政保障をすること。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくりを

(1) 安心できる介護保険制度に

平成 27 年度に介護保険制度の改定により、介護保険料の負担増、一定所得以上の方の利用料 2 割負担、補足給付の受給条件も厳しくなりました。平成 30 年度の改訂では、消費税増税が見送られたことでの、膨らみ続ける社会保障費用をいかに抑えるか課題の一つであり、介護だけではなく、高齢者の医療費についても見直されることが考えられます。今年度は各自治体で 30 年度からの事業計画策定の年ですが、高齢者や家族を介護している人々の負担増にならないよう次のことを要請します。

- 1) 介護サービスを縮小しないことを国に要請すること。
- 2) 介護保険料基準額の増額をしないこと。そのために、国の負担割合を増やすことを求めること。
- 3) 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を進めるにあたって、地域のボランティア団体等の参入しやすい環境、条件づくりの観点に立って進めること。具体的には、参入した時の運営補助やサービスに必要な場所を確保する等の運営支援など、明確で具体的な方針を明示することが求められています。
 - ① 総合事業で実施しているサービスの内容及び今後住民のために実施していくサービスを明らかにすること。
- 4) 2 割負担になった人について、被保険者・利用者それぞれの人数と割合並びに、サービス利用状況に変化はないか、明らかにすること。
- 5) 今年度介護保険の補足給付の継続を取りやめた人数並びに認知症があり、一人暮らしの方への支援をどのように行っているのか、を明らかにすること。
- 6) 特養入所要件で要介護 3 未満の入所申込件数と、その結果を明らかにすること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築について、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされているが、具体的な内容と進捗状況を明らかにすること。

(3) 「移動が困難な高齢者や障がいのある人たちの『移動の権利』保障システムの構築を」

主に路線バス廃止や縮小等の現況を踏まえ、「公共交通活性化」と称して最近各市町村ではコミュニティーバス、デマンドタクシー、過疎地有償運送、福祉有償運送など多様な移動システムが動き出しています。しかし、足腰が悪く、自らの足を使って公共交通機関等を利用して移動することが困難な高齢者や障がいのある方たちが益々増えていく状況のなかで、こうした人たちの『移動の権利』を保障するシステムー「玄関 to 玄関」、場合によっては「ベッド to ベッド」を保障するシステムーは全く貧弱です。「移動困難者」のための移動サービスを担う福祉有償運送事業者は茨城県内に 56（2014 年 3 月現在、「NPO 法人全国移動ネット」より）ありますが、そのうち約半数は訪問介護事業所や特養を営む介護保険事業所が経営するもので、市町村の一般市民を対象にした地域の福祉有償運送事業者のほとんどは、NPO 法人など民間団体によって経営上大変な苦勞を抱えながらなんとか運営されている現状です。

また、近年高齢者による交通事故が社会問題化しており、運転免許証を返上するドライバーも増えてきています。こうした高齢者の移動手段の確保も重要な政策となっています。

- ① 市町村はこうした活動を担っている民間団体に対する運営経費の補助などを積極的に

うこと。

② また、市町村が主体で運営できる「市町村運営福祉有償運送事業」が法的に認められています。空気を運んでいるとの酷評も聞かれる市町村運営コミュニティバスの費用対効果も総括しながら、『移動サービス』のシステムづくりを進めること。

③ 高齢者の送迎サービスを行うNPO等の民間団体への財政的援助など、高齢者ドライバーが運転免許返上した場合の移動手段の確保対策を講じてください。県は平成30年度までに「生活支援コーディネーター」や地域の方々が参画する「協議体」を市町村は設置し、サービスの開発・創出に取り組むと回答しています。取り組み状況を教えてください。

④ 公営住宅のバリアフリー化の促進を

現在、公営住宅にはエレベーターがないところがほとんどで、上部階に住む高齢者は外出や介護サービスを受けることにも支障をきたしていることが問題になっております。高齢者は経済的側面からも引っ越し等の対策が取りづらいことから、公営住宅のバリアフリー化の促進を図ること。

(4) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が義務付けられました。認知症高齢者や障がい者等の身上保護を重視する観点から、良質な市民後見人の養成が不可欠だと考えます。身寄りのない、または疎遠になっている高齢者等が増加している現状を鑑み、次のことを要請します。

① 保健師や地域包括支援センターと連携して、後見人が必要な高齢者等の把握に努めること。

① 市民後見人養成を計画的に行うこと。

② 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、生活保護受給者、首長申立者などに限定することなく、必要な人が受けられる制度にすること。

4. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

自治体職員の皆様におかれましては、中小商工業者の営業と暮らし、地域経済を守るために日々ご奮闘頂き有難うございます。さて、政府の経済対策により大企業は空前の利益を上げています。一方で、働く者の賃金は上がらず、格差と貧困が広がっております。日本経済の立て直しには地域経済振興こそが最も重要な課題となりますが、その地域経済を支え、地域の雇用を生み出し、自治会活動の担い手としても役割を果たしてきた小規模企業・家族経営の事業者数は、2002年111,441社から2014年70,878社となり、地域経済の根本が揺らぐ事態となっております。この状況下2014年6月20日、第186国会で小規模企業振興基本法が成立し、国とすべての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されて5年が経過し、今後5年を臨む年度となりました。

(1) 地域を元気にし、地域雇用を支える、中小・小規模事業者の持続的発展に自治体の役割は一層重要になっており、自治体の中小・小規模事業者への支援策の更なる拡充のため以下、要請致します。小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本条例を制定し、施策の具体化にあたって審議会を設置し、民主商工会の代表者を審議委員として選出して下さい。

(2) 官公需の地元業者への優先発注を図ると共に、適正な単価を保証する公契約条例を制定して下さい。

(3) 事業者の仕事おこしのみならず、地域住民の生活向上にも寄与する住宅リフォーム助成や、

魅力ある地域づくりに繋がる商店リニューアルへの助成制度を創設して下さい。既にその制度が有る自治体は、直近5年の活用数を示して下さい。また、この制度を利用し易く改善した事例（改装、家賃、固定費等の支援施策を立案実施等）があれば示して下さい。

- (4) 小規模工事登録制度を創設してください。既にある市町村では限度額を100万円まで引き上げて下さい。
- (5) 中小工業研究所の行った、上半期営業動向調査によると、自営業者自身がパート・アルバイトをしている「多就業型自営業者」傾向が見られます。この問題は、主たる事業では生計が成り立たない、主たる事業の各種支払に困難をきたしていること、更にこの層が将来「無年金者」となる問題も内包していることです。事業者に寄り添った実効ある中小企業施策を作るために、職員による全ての中小事業所を対象にした聞き取り調査を行うこと。
- (6) 地元住民を雇用する中小事業所に対する直接支援を行うこと。（社会保険料負担の全部・一部助成、事業所所在地の市町村に住む従業員の納付する住民税額に応じて、事業所の法人税又は、事業主の住民税を減額する）。
- (7) 直近5年の小規模事業者（中小企業基本法による）数の変化を示して下さい。
- (8) 直近3年の小規模事業者からの経営相談数と内容を示して下さい。
- (9) 地元木材の利用等、地域資源と地域経済を結ぶ施策を求めます。
 - ①その施策がある場合、どの様な効果があったか示して下さい。
 - ②その施策を具体化する計画があれば、示して下さい。
 - ③直近5年の、地元木材事業者数の推移を示して下さい。
 - ④地元木材の加工場を充実（新設・機能拡充等）させる計画があれば示して下さい。
- (10) 小規模事業者の、経営を守る金融対策を求めます

信用保証協会の資金繰り支援策として「条件変更改善型借換保証」制度があり、条件変更した複数の保証付き既往借入金を一つにまとめると共に、新たな事業資金の借り入れにも対応しています（県内で条件変更した小零細事業所数は、7,200社（茨城県保証協会）で、水戸市内の小零細事業所（7,121社）の全てが条件変更したものと等しい）。また県でも中小企業向け融資制度として、各融資制度の横断的な借換を可能にし、融資期間延長等で経営改善を図る「借換融資制度」を創設しています。

- ①市町村は、金融機関に対し「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で案内、提案することを要請すること。昨年度の、保証協会利用業者数、そのうち条件変更している業者数を示すこと。
- ②市町村でも県借換融資制度創設に学び、制度融資の「借換制度」「借換運用」を創設すること。既に制度を持っている市町村は、制度を維持すること。
- ③制度融資の利用にあたり、市税を分割納入している場合の取扱については、県当局の対応に学び、分割納入していることを確認できる書類を提出することで、納税証明書の提出に代える柔軟な対応を行うこと。既に制度を持っている市町村は制度を維持すること。
- ④市町村は、制度融資（市町村が中小企業に融資をあっせんする制度）への利子補給、保証料補助を拡充、継続すること。既に制度を持っている市町村は制度を維持すること。
- ⑤制度融資の広報活動を強め「借換制度」「借換運用」が出来ることを知らせ、利用を増やすこと。金融機関の融資相談では、相談者に制度融資を紹介することを要請すること。

- ⑥市町村は、金融機関、保証協会が組織の役割を自覚し、「経営改善計画」・「事業計画」づくり、返済計画の見直し等、にも親切に対応するよう要請すること。
 - ⑦信用保険法の改正を生かし、創業や特別小口融資限度額を 2,000 万円に引き上げると共に、政府による信用保証制度への部分保証拡大の動きに反対を表明すること。
 - ⑧銀行カードローン破産が増え続けています、これは高金利でも資金需要があるということです。この資金需要に応える市町村としての融資制度の創設を求めます。
- (11) 頻発する自然災害への対策として、危険個所や老朽化したインフラの調査とその解消や、災害時の復旧・復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置づけること。

5. 愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を

- (1) 空き家対策の効果的かつ効率的な推進のために、「空き家対策計画」づくりが国の指針として示されていますが、策定状況を示すこと。また、協議会の設置、活用状況を示すこと。
- (2) 「特定空き家」基準、措置の弾力的適用に努めること。「特定空き家」の認定件数と措置実績を示すこと。
- (3) 市町村は、総合窓口を開設し、空き家情報の一元化を図り、持ち主の相談にのり、管理・指導を積極的に進めること。既に開設している市町村では昨年度の相談件数を示して下さい。
- (4) 市町村は、職員による調査にとりくみ、実態の把握をすること。昨年度把握した空き家数（賃貸・売却用住宅や別荘を除く一戸建て共同住宅数）と、活用可能な住宅数を示すこと。
- (5) 子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保（4割が親と同居）と自立のための施策をつくり、マッチング事業をすすめること。既に実施している場合は、その実績を示すこと。
- (6) 空き家を相続した際の撤去やリフォームの負担軽減策を立案すること。既に実施している場合は、その実績を示すこと。
- (7) 市町村に、「空き家」の登録制度をつくり、持ち主の選択（自己管理、転売、貸家等）により、ルールに基づき、対応すること。
- (8) 当局（有資格者）と不動産業者、金融機関等による相談体制を確立し、持ち主、利用希望者への情報公開、ネット閲覧等、有益な提案活動をすすめ、中古住宅の流通促進をはかること。既に実施している場合は、その実績を示すこと。
- (9) 地元業者への発注で、「リフォーム助成制度」等が活用できるようにすること。また、地元業者への発注で、撤去・解体費用の補助制度をつくること。
- (10) 空き家の撤去にともなう、固定資産税の負担軽減策を立案すること。

6. 各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

- (1) 茨城県と県内市町村が資金負担をし、職員も派遣している茨城租税債権管理機構(以下機構)では、以下の強権的な取り立てが行われました。
 - 1) 呼出しに応じた滞納者に対して、本人の現在の月収とほぼ同額の納付額を、今後1年間納付し続ける確約書に署名捺印するまで、数人の職員で取り囲み恫喝を繰り返す。
 - 2) 一括納付が困難なために徴収猶予の申請をしても担保がないと認めない。
 - 3) 本人の意向は無視して取引先に徴収調査の話をする。

- 4) 無予告で店舗に押しかけ、レジの現金をこれから毎日回収に来ると告げ納税を迫る。
- 5) 県外の事業所に出向き、事業者に県知事名を示し、雇用者の滞納額の代位弁済を恫喝して求める。

総務省の平成 27 年1月 23 日付事務連絡では「生活困窮に至らしめる執行はいけない」、全国税制担当課長会議でもこのことは繰り返し伝えているとのこと。各市町村と機構に住民が生きることを優先する税務行政を求めます。

- ①平成 28 年度に各市町村が機構に移管した滞納項目(国保税除く)毎に、移管基準、移管件数、移管額、回収実績を示すこと。
 - ②平成 28 年度に各市町村が機構に派遣した職員数と財政負担の内容を明らかにすること。
- (2) 税の徴収は、住民の生きる権利が保障された上での執行とすること。
 - (3) 申請に基づく地方税の換価の猶予を使いやすいものにする。
 - (4) 消費税の 10%引き上げは地域経済を破壊します。消費税引き上げに反対すると共に、5%への引下げを国に求めること。

7. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

国民健康保険の加入者は、ここ数年全国民の約 28%前後で推移しております。「格差と貧困」がひろがる中で、保険料を払いたくても払えない人々が増えているのが現状です。国民健康保険を運営している市町村では、大変な運営努力を払っていることは承知しておりますが、根本的な解決に至っていないのが現状です。

国保財政が厳しい主たる原因は、国庫負担が引下げられたことにあります。1980 年代には 50%を超えていた国庫支出金は、25%程度に下がっています。したがって、国庫負担の増額なくして根本的な改善ができないことは明らかです。

2018 年度から国保制度の都道府県化が予定されていますが、保険料(税)の大幅な引上げと徴収強化が懸念されます。

- (1) 「国民健康保険制度は『相扶共済』を図る制度」との認識を、「国民健康保険制度は社会保障制度」の認識にあらためること。
- (2) 平成 28 年度の国保会計の収支と、平成 28 年度末の一般会計の財政調整基金及び国保支払準備基金の金額を明らかにすること。
- (3) 市町村は、一般会計からの法定外繰入等、国保財政に多大な努力を払っておりますが、国保運営は、もはや市町村の運営努力の限界を超えている実態にあることから、国に対して、国の責任で予算を確保し運営を改善するよう要請すること。
- (4) 昨年の要求書で述べたように、「都道府県国民健康保険運営方針策定要項(案)」(ガイドライン案)の内容は「法的義務」ではありません。また、今年の特例要求書の回答や交渉での県側担当者の発言より、一般会計からの法定外繰入等国保運営に関する市町村の独自性は確保されることが明らかになっています。貴市町村が独自裁量で決定し実施してきた保険料(料)の賦課や保健業務の実務すべてのルールを改悪・廃止することなく維持し、独自のルールがない場合は定めること。
- (5) 1 月末に国に報告された 2018 年度の国保の「納付金・標準保険料」試算結果を明らかにすること。

- (6) 県および国に対し、国保料の値上げにつながらないような保険料率の算定およびそのための財政措置を求めること。
- (7) 財政運営主体が県に移行しても、国保料が値上げにならないように一般会計からの法定外繰入を継続すること。
- (8) 国から市町村への保険者支援制度として配分された支援金が、確実に国保料(税)引き下げに充てられているか、支援制度は効果があるものと考えているか明らかにすること。また、今年度から始まる更なる国の公費投入が国保料(税)の引き下げにつながる見通しはあるか、明らかにすること。
- (9) 特定健診、その他の給付に関することについて
- ① 疾病の早期発見と重篤化防止にとって、特定健診の受診は必須だと考えられる。貴市町村の受診率を明らかにすること。
 - ② 特定健診は国基準に上乘せして以前の内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、茨城県内、さらには関東甲信越管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。
 - ③ がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。
 - ④ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。
 - ⑤ 貴自治体の人間ドック助成・脳ドック助成(人間ドック助成+脳ドック助成)の助成額を教えてください。
 - ⑦ 市町村の行う国民健康保険(国保)について、傷病手当・出産手当がないなど協会けんぽ等の被用者保険制度に比べて給付に格差がある現状を可能な限り是正すること。
- (10) 生活困窮者、低所得者のための減免制度について

国保加入者の最大の悩みは保険税(料)の高額化で「払いたくても払えない」ことにあります。保険税(料)の高額化を克服するために市町村としても努力されていることと思いますが、今年度は具体的にどのようなことをされているか伺いたい。

- ① 国保税(料)の法定減免以外の減免制度(地方税法第 717 条)の要綱の作成、要綱の適正な運用について昨年からのように進展しているか明らかにすること。
- ② 国保税(料)の法定外の減免制度を創設する際には、下記の例のように当年の収入減少があれば当年度の国保料(税)が減免されるようにすること。(なお、下記の例は昨年の要求で紹介したものと同じです)

例(A)：北海道旭川市

平成 26 年の申告所得が 500 万円以下であった世帯において平成 27 年の申告所得が平成 26 年より 40%以上減少していれば、平成 28 年 3 月 31 日までに申請することによって平成 27 年度の国保料を最大 40%減免する。

例(B)：神奈川県厚木市

過去 3 か月間の収入を平均した額が前年の 1 か月当たりの収入より 30%減少し、生活保護法による保護の基準をもとに算定した最低生活費の 120%以下になったときには保険料の所得割額を 40%以上減免する。

- ④前段の国保税(料)の法定外の減免制度の実施件数と減免額を明らかにすること。
- ⑤国保税(料)の法定減免の判断を行う際には、国保に加入していない世帯主の所得を考慮に入れて判断するのではなく、国保に加入している人のみの所得を基準にして判断すること。
- (11) 貴市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期被保険者証発行数、資格証明書発行数を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。また、滞納があるからといって、安易に被保険者証を交付しないという対応を行わないこと。
- (12) 保険税(料)の減免制度が十分に周知、活用がされていないのではないのでしょうか。インターネットや広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と対応する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える保険税(料)となるよう減免制度の拡充をする
- (13) 国保税(料)の納付相談について
 - ①納税緩和制度の申請を速やかに受理するとともに、納付能力調査は、申請人への質問、申請人の帳簿書類等の提出を求めたうえで調査を行うこと。国税徴収法 141 条の規定に基づき、違法な取引先への売掛金等債権の調査について(照会)の文面の発行等は行わないこと。
 - ②納付相談にあたっては、滞納者の実情を勘案し分割返済可能な金額とすること。
 - ③昨年度の国保滞納者数と滞納額を示すこと。
 - ④ i) 昨年度に納付相談に訪れた人数を示すこと。
 - ii) i) のうち分割納付申請数と分割納付が認められた件数を示すこと。
 - iii) i) のうち徴収猶予申請件数と徴収猶予が認められた件数を示すこと。
 - iv) 分割納付、徴収猶予の申請がされた場合の審査期間を示すこと。
 - ⑤誓約書作成時に、返済が滞った場合の差押競売の許諾条件が有る場合、その許諾条件を示すこと。
 - ⑥受付窓口に「徴収猶予等の申請書類」を置くことをこの間求めてきましたが、昨年からのとりくみを示すこと。昨年とりくまれなかった市町村は、住民の知る権利、申請する権利を保障する観点から、今後どの様にとりくんでいかれるのかを示すこと。
- (14) 国保法 44 条の実施状況について

国民健康保険法第 44 条では、「特別の理由がある」ために患者が「保険医療機関等に」「一部負担金を支払うことが困難」な場合に、保険者(市区町村)が一部負担金を「減額」、「支払の免除」、「徴収の猶予」の措置をとることを認めています。

この制度は国民健康保険法第 44 条にもとづき市区町村が独自に基準を定めて実施する制度です。国の制度として医療保険料の減免はありますが、窓口での負担の減免制度はありません。

 - ①国保法 44 条にもとづく基準を設けているかどうかを教えてください。
 - ②設けていない場合その理由を教えてください。
 - ③設けている場合、その基準と適用状況を教えてください。

8. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

- (1) 生活困窮者対策について
 - ①生活困窮者自立支援法における昨年度の相談内容及び相談件数、主な支援方法について明らかにすること。

- ②貧困家庭、生活困窮世帯の子どもの問題が大きな社会問題になっています。貴自治体で行っている学習支援制度について、実施状況（頻度、時間、場所等）及び利用者の人数を明らかにすること。
 - ③「無料塾」や「子ども食堂」などの取り組みがありましたら教えてください。また、取り組みにあたっての課題等がありましたら教えてください。
- (2) 生活保護行政のいっそうの充実をめざして
- ①CWの配置についてCWの一人当たりのケース数を明らかにするとともに、60:1を基本とすること。
 - ②生活保護の業務に従事する職員には、社会福祉の増進に熱意があり、医療・介護・障害・年金などの他の法律や制度に精通していることがもとめられます。ケースワーカー(CW)、担当者の生活保護業務における専門教育及び他法他施策活用のために行っている研修等を明らかにすること。
 - ③改正生活保護法施行から3年。厚生労働省は申請に関し口頭の申請についても認められることや扶養調査に関しては、極めて限定的に行なうとしました。また、申請手続きにあたっては、第24条で申請書と添付書類の提出が明記されました。私たちは、新たな水際作戦のツールと危惧しました。現在貴自治体での運用実態を明らかにすること。
 - ④生活保護相談件数と申請件数、却下件数、取り下げ件数、保護開始件数および廃止件数、保護辞退件数の3年間の世帯数・人数を明らかにすること。

9. 民主的行政運営の確立を

(1) 臨時・非常勤(嘱託)職員の採用、賃金及び労働条件について

2017年5月11日、地方公務員法・地方自治法の一部改正が行なわれました。総務省は8月23日付けで「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について(通知)」及び「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第1版)」を地方自治体に発出しました。自治体に対し「改正法」施行にむけた想定スケジュールを示し、2019年3月議会までの条例・規則改正を求めています。これを受けて、各自治体で本格的な準備作業に入ることになります。

- ①「法改正」による条例・規則改正は、重要な勤務条件に関わる事項として、これまでの就労経過や労使の合意等を基礎に、当局が誠実に協議・交渉を行ない、合意をもとに進めること。
- ②任用根拠見直しでは、勤務経験を考慮して、試験免除又は特別選考により、希望者全員を実質的に任用継続すること。
- ③任用根拠見直しにおいて、雇止めや処遇引き下げなど不利益変更を行なわないこと。
- ④職の検証を行った結果、正規職員と同様の職である非正規雇用職員の正規化を図ること。また、職に必要な勤務時間・任用期間を確保し、その設定について説明責任を果たすこと。
- ⑤新たな制度の基準となる現在の賃金・労働条件について、総務省通知での改善面や人事院非常勤給与指針(2017年7月12日改定)にもとづき、ただちに改善すること。
- ⑥フルタイム会計年度任用職員について、正規職員との「同一労働同一賃金」「均等待遇」を基本に、賃金・労働条件全体の見直しを図ること。短時間会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員との均衡を図り、報酬決定には、フルタイム会計年度任用職員に支給される手

当相当を報酬に反映すること。

(2) 自治体職員の長時間労働の解消にむけて

- ①茨城県と同様に7月、8月、9月の3ヶ月間を「時間外勤務縮減推進期間」とすること。
- ②「月末に完全定時退庁日を1日設け、原則金曜日」とすること。

10. 公契約条例制定にむけた検討の着手を

- (1) これまで、多くの自治体から「国県、近隣市町村の動向を見ながら検討する」という趣旨の回答をいただいています。そこで、一歩進めて、貴自治体に公契約導入のための調査検討プロジェクトチームを設置すること。
- (2) 公契約条例が施行されるまでの間は、貴自治体と契約(建設工事、建設コンサルタント、工事系委託、業務委託、物品購入)する業者に対し、従業員の賃金・労働条件及び安全衛生を担保するため、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を順守する旨の書類の提出を求めること。

11. 農業経営の危機にふさわしい思い切った支援を

農業は、命の糧を生産すると同時に地域経済の土台となり、環境や文化などの多面的機能を担っています。自然条件の大きく違う海外の農畜産物との競争に負けてしまえば縮小してしまっても仕方ないというものではありません。それゆえ農業政策の根本は、①価格保障と所得補償、②国境措置の二つの柱によってしっかりと保護することが欠かせません。

国の農政がこれらを放棄し、いずれも先進国で最悪の状態になっているなか、その当然の結果として、食料自給率は先進国最低になり、耕作放棄地は増え、若い就農者が少なく超高齢化になり、今日の危機をもたらしています。

安倍首相は、TPPは農家にとってもチャンスだと強弁し、輸出を増やせばいいと言っています。安倍政権が示す食品輸出の目標は2020年で1兆円ですが、その多くは輸入原料の加工品等で、国産の農畜産物はせいぜい1000億円です。農畜産物の総産出額8兆3639億円のわずか1%程度にすぎません。

- (1) 農産物の輸入自由化をやめ、「食糧主権」を確立し、小規模・家族経営農家を守る政策に転換するよう、国にはたらきかけること。
- (2) 国に対して、農業者戸別所得補償制度を復活させるよう求めること。
- (3) 自治体独自の価格支援など農家への手厚い直接支払いを行うこと。
- (4) 農地に対する課税軽減を

市街化区域内農地は、宅地並み課税が課せられ重い負担になっています。さらに平成27年から相続税の控除額が40%減額された結果、相続税が課せられる農家が増え、相続が発生すると農地を維持することはいっそう厳しくなっています。

都市部の空家が増え続け、その対策が国や自治体の大きな課題となっている中で、新たな農地が宅地化され矛盾が広がるばかりです。この矛盾を解決するには、市街化区域内農地・緑地を生産緑地と指定し計画的な都市づくりを進めることです。

国交・農水両省は、都市農業基本法の制定に合わせ生産緑地の位置づけを大きく変え、都市と農の共生を提唱し、さまざまな施策を打ち出しています。相続税の納税猶予制度や生産

緑地の面積要件の緩和、10年ごとの再延長、さらには生産緑地指定促進のため、都市計画運用指針の見直しも行われています。都市計画運用指針は、3大都市圏以外の指定都市の生産緑地の指定につながる制度見直しになっています。

- ①都市農業をまもり計画的な都市づくりを進める上からも、生産緑地を設けている自治体では追加指定し、未設定地域では新設すること。
- ②農業用施設用地の固定資産税は農地並課税が基本です。地域の実態を調査し、宅地並み課税になっている施設用地・畜舎等の税制を行うこと。その際、税額を上げている造成費を実態に合わせて減額すること。

(5) 農薬容器の回収事業に補助を

農薬の空容器は、農家が産業廃棄物として自ら適切に処理することが法令で義務付けられています。銚田市では、農家があらかじめ登録した車両で年数回の指定日に農協に持ち込めば処理できる事業を行っていますが、回収事業を行っていない市町村もあります。農協で回収事業を行っている場合も、採算が合わないことから2年に一度になっている例もあります。

- ① 容器の回収・処分を農薬メーカーの負担で行う仕組みをつくるよう国に求めること。
- ② 自治体として十分な回収体制をつくること。

(6) 農協解体に反対すること

2016年11月30日、ユネスコ(国際教育科学文化機関)は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行なうことができる組織であり、…(省略)さまざまな社会問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と高く評価し、無形文化遺産に登録することを決定しました。農家の高齢化、過疎化が急速にすすむもとで農協解体は、地域のコミュニティや家族農業そのものを破壊するものです。

- ①自治体として、協同組合の役割を後退させないよう国に要請するとともに、農協解体に反対すること。

1.2. ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

(1) 学校給食費無料化で温もりある給食を子どもたちに

子どもたちは、みんなといっしょに食べる学校給食を楽しみにしています。しかし、子どもの貧困と食生活格差が社会問題となり、「まともな食事は給食だけ」など成長期に十分な栄養が確保されない事態が生まれています。学校給食は学校を通して提供できる社会保障であり、学校給食の果たす役割は重要になっています。学校給食は欠食児童の救済から始まり、戦後、すべての子どもの栄養の改善を目的とする制度となりました。憲法26条第2項で「義務教育の無料」にもとづいて、全国で4割を超える市町村で何らかの給食費補助(全額補助、多子世帯補助)がひろがっています。

- ① 貴自治体で学校給食費を助成していますか？している場合は、内容をお聞かせください。
- ② 大子町がこの4月から給食費無償化が始まり、どの子どもも安心して食べられる美味しい給食を町の責任で提供しています。子育て世代の負担軽減や貧困対策として、給食完全無料化について貴自治体の考えをお聞かせください。

- (2) 就学援助入学準備金の前倒し支給を行なうこと。昨年の回答で多くの自治体が検討したい、と回答しました。検討した結果をお聞かせください。

- (3) 2017年4月18日、政府は「教育勅語の扱いについての判断を、学校や設置者、所轄庁(自治体の教育委員会)にゆだねる」とする答弁書を決定しました。7月県との交渉・懇談で、県は「教育勅語」を教材として活用することについて、市町村に指導・助言をしていく考えはないと回答しました。貴自治体の小中学校や幼稚園において教育勅語の教材使用や暗唱は行なわないこと。
- (4) 茨城県は茨城方式の35人学級を平成29年4月から中学校2年生まで拡大し、30年4月から中学校3年生にまで拡大するとしています。茨城方式の35人学級が小中学校全学年で実施された後は、県立高校に拡大することが求められています。
当面、過疎地域の高校や定員割れを起こしている高校、フレックススクール、アクティブスクール、夜間定時制高校の先行的35人学級を実現することが生徒の人権を保障する地域作りの観点からも求められています。こうした高校の先行的35人学級を実現していくことを貴自治体から県教育委員会に働きかけること。
- (5) 県教育委員会は全国学力テストについて、7月県との交渉・懇談で、学校の序列化や過度な競争につながらないように留意し、市町村別・学校別の平均正答率の公表を県が行うことはありませんと回答しています。
貴教育委員会でも全国学力テストの問題点を明らかにし、平均正答率の競争に陥らないように学校別の成績結果の公表はおこなわないこと。
- (6) 全国学力テストの実施をやめるよう文科省に申し入れること。
- (7) 小規模校を理由に小中学校の統廃合を進め、大規模な小中一貫校を作ることは教育的にも財政的にも無駄です。小規模校の「良さ」を踏まえて、小中学校の統廃合をおこなわず、大規模な小中一貫校を創設することはやめること。
- (8) 昨年に続き、現段階での小中学校の統廃合計画、小中一貫校の計画を明らかにすること。
- (9) 各市町村内に居住している高校生に対して、高校在学中の給付制奨学金制度を市町村独自に創設してください。
- (10) 小中学校で働く教職員の長時間労働の解消が全国的に課題になっています。貴市町村でおこなっている教職員の労働時間の調査結果があれば明らかにすること。また、長時間労働の解消のための具体的取り組みがあれば紹介してください。

地域共同運動連絡会独自要求